

令和6年4月2日

郡市区医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

大阪府外来医療計画に基づく「地域医療への協力に関する意向書」について
(情報提供)

平素は本会事業の推進に対し、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、医療法に基づき、大阪府では持続可能な外来医療提供体制の構築のため、大阪府医療計画の中で「外来医療にかかる医療提供体制の確保（外来医療計画）」を策定しています。そして、本計画のもと、開設届の提出時に併せて「地域医療への協力に関する意向書」の提出についての確認が従前より行われているところです。

本年4月からの第8次大阪府医療計画の開始に伴って、管轄の保健所等への各種書類の申請等に併せる形で、既存開設者にも当該意向書の提出に関して協力依頼が行われる場合があります。

留意点として、この意向書の提出は医療法に基づく義務でもありません。さらに、提出することによって今後の診療活動に何らかの制約が課されるものでもありません。

なお、地域医療（休日・夜間急病診療所への出務、在宅医療、公衆衛生等）への協力意向がある旨を回答された医療機関については、地域の会議（保健医療協議会や医療・病床懇話会）において報告・共有される予定です（当該会議は公開会議のため、会議資料として大阪府ホームページへ公表）。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、会員医療機関への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

【担当】

大阪府医師会 地域医療1課
(TEL:06-6763-7012)